

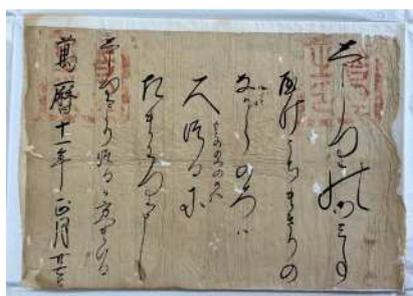
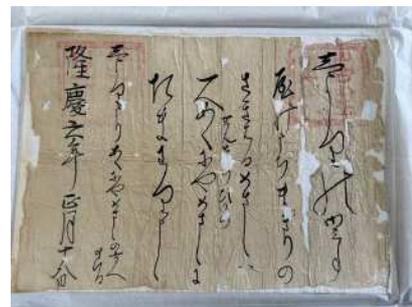
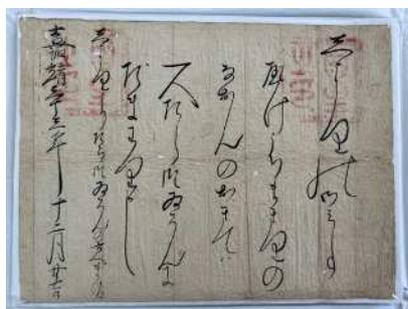
【種 別】重要文化財（古文書）

【所 有 者】個人（大島郡宇検村）

【時 代】琉球・第二尚氏時代

琉球王国（首里王府）が役人や神女（ノロ）を任職する際や、知行地等を給与する際に発給した文書は、国王の朱方印が捺される重要な公文書であり、「御朱印（ごしゅいん）」「御印判（ごいんぱん）」と呼ばれていた。この琉球国王を発給者とする琉球国王朱印状は、琉球史研究上の重要史料であるが、特に薩摩侵攻（1609）以前の古琉球期のものは、29通しか現存が確認されていない。

本文書は、奄美大島内の吉久（よしひさ）家に伝来した嘉靖（かせい）33年（1554）から万暦（ばんれき）11年（1583）までの古琉球期の5通である。希少な古琉球の朱印状が奄美地域に充てられたものとしては、最も多い通数がまとまっている。保存状態がきわめて良好で、古琉球の地方役人の履歴を跡づけることができる点も貴重であり、古文書学及び琉球史研究上において価値が高い。また、古琉球において奄美群島が琉球王国の版図（はんと）であったことを具体的に示すものであり、我が国の歴史上の重要文書である。



（写真提供：宇検村教育委員会）